

改正刑法施行に伴う規程改正について (案)

公益社団法人競走馬育成協会

役員慰労金支給規程の改正について（案）

2. 役員慰労金支給規程を以下のとおり改正する。

公益社団法人競走馬育成協会 役員慰労金支給規程 新旧対照表

現行	改正後	備考
(慰労金の支給制限) 第6条 常勤役員が刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ解任された場合には、慰労金を支給しない	(慰労金の支給制限) 第6条 常勤役員が刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ解任された場合には、慰労金を支給しない。	(変更)
(慰労金の支払の差止め) 第7条 退任をした常勤役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、当該退任をした者に対し、当該退任に係る慰労金の額の支払を差し止めるものとする。 (1) 常勤役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退任をしたとき。	(慰労金の支払の差止め) 第7条 退任をした常勤役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、当該退任をした者に対し、当該退任に係る慰労金の額の支払を差し止めるものとする。 (1) 常勤役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退任をしたとき。	(変更)
(略) 4 会長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による慰労金の額の支払の差止め（以下「支払差止」という。）を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその在任期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが適当でないと認めるときは、この限りでない。	(略) 4 会長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による慰労金の額の支払の差止め（以下「支払差止」という。）を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその在任期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが適当でないと認めるときは、この限りでない。	
(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日か	(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日	(変更)

<p>ら6月を経過した場合。 (略)</p> <p>(退任後禁錮以上の刑に処せられた場合等の慰労金の支給制限)</p>	<p>から6月を経過した場合。 (略)</p> <p>(退任後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の慰労金の支給制限)</p>	(変更)
<p>第8条 退任をした常勤役員に対しまだ当該退任に係る慰労金の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、当該退任をした者（第1号に該当する場合において、当該退任をした者が死亡したときは、その遺族）に対し、当該慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。</p> <p>(1) 当該退任をした者が刑事事件（当該退任後に起訴された場合にあっては、在任期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退任後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>第8条 退任をした常勤役員に対しまだ当該退任に係る慰労金の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、当該退任をした者（第1号に該当する場合において、当該退任をした者が死亡したときは、その遺族）に対し、当該慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。</p> <p>(1) 当該退任をした者が刑事事件（当該退任後に起訴された場合にあっては、在任期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退任後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	(変更)
<p>(略)</p> <p>(退任をした者の慰労金の返納)</p>	<p>(略)</p> <p>(退任をした者の慰労金の返納)</p>	(変更)
<p>第9条 退任をした常勤役員に対し当該退任に係る慰労金の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、当該退任をした者に対し、当該慰労金の額の全部又は一部の返納を求めることがある。</p> <p>(1) 当該退任をした者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>第9条 退任をした常勤役員に対し当該退任に係る慰労金の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、当該退任をした者に対し、当該慰労金の額の全部又は一部の返納を求めることがある。</p> <p>(1) 当該退任をした者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	(変更)
<p>(略)</p> <p>(慰労金の受給者の相続人からの慰労金相当額の納付)</p>	<p>(略)</p> <p>(慰労金の受給者の相続人からの慰労金相当額の納付)</p>	(変更)
<p>第11条 退任をした常勤役員（死亡による退任の場合及びその者が退任をした後当該退任に係る慰労金の額の支払を受ける前に死亡した場合には、その遺族）に対し当該退任に係る慰労金の額が支払われた後において、当該慰労金の額の支払を受けた者（以下この条において「慰労金の受給者」という。）が当該退任の日から6月以内に、第9条第1項又は前条第1項の規定による返納をすることなく死</p>	<p>第11条 退任をした常勤役員（死亡による退任の場合及びその者が退任をした後当該退任に係る慰労金の額の支払を受ける前に死亡した場合には、その遺族）に対し当該退任に係る慰労金の額が支払われた後において、当該慰労金の額の支払を受けた者（以下この条において「慰労金の受給者」という。）が当該退任の日から6月以内に、第9条第1項又は前条第1項の規定による返納をすることなく死</p>	

	<p>亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、会長が、当該慰労金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退任の日から6月以内に、当該退任をした者がその在任期間中に解任相当行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、会長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退任をした者がその在任期間中に解任相当行為をしたと認められることを理由として、当該慰労金の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがある。</p>	
3	<p>慰労金の受給者が、当該退任の日から6月以内に在任期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後にいて第9条第1項の規定による返納をすることなく死亡したときは、会長は、当該慰労金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該慰労金の受給者の相続人に対し、当該退任をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該慰労金の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがある。</p> <p>(略)</p>	
3	<p>慰労金の受給者が、当該退任の日から6月以内に在任期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後にいて第9条第1項の規定による返納をすることなく死亡したときは、会長は、当該慰労金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該慰労金の受給者の相続人に対し、当該退任をした者が当該刑事事件に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該慰労金の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがある。</p> <p>(略)</p>	(変更) (変更)